

## 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める決議

消費者被害・トラブル額は、令和5年1年間で約8.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退し、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがある。また、消費生活相談の最前線に対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇等の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。さらに、国が進める消費生活相談のDX化にかかる予算も国の責任で措置すべきである。

地方消費者行政の拡充は、地方公共団体だけの問題ではなく国全体の問題でもある。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。地方消費者行政に対する国の交付金、特に、令和6年度末、令和7年度末に多くの自治体で消費生活相談員人件費に活用できる交付金の活用期限の終期を迎えることは、地方消費者行政の後退につながり、ひいては国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、当連合会は、国会及び政府に対して、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し国が必要な財源措置を行うよう次のことを強く要請する。

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。また、消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を行うこと。
- 2 地方公共団体が消費者行政を行うために必要としている十分な額の予算措置を行い、地方公共団体の置かれている状況を鑑みた仕組みとすること。また、国が進めるDX化にかかる予算も国の責任で措置すること。
- 3 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予

算措置をすること。

2024年（令和6年）11月29日  
九州弁護士会連合会

## 提案理由

### 1 地方消費者行政活性化交付金の措置

平成20年度（2008年度）からの消費者行政一元化<sup>1</sup>の流れの中で、消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置された。

加えて、平成21（2009年）9月に、消費者庁及び消費者委員会設置法<sup>2</sup>の施行とともに消費者安全法<sup>3</sup>が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政が大きくステップアップする契機となった。

その後、平成26年度補正予算から、地方消費者行政推進交付金が措置された。その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保された。

### 2 地方消費者行政の後退の危機

しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。

国は、平成30年度（2018年度）に地方消費者行政推進交付金を地方消費者行政強化交付金に変更した。地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は交付率が定められたため、財政状況が厳しい地方公共団体は活用が難しい等の課題が発生している。また、地方消費者行政に対する措置額は、地方消費者行政強化交付金制度導入前の平成29年度（2017年度）に比べ年々減額されている。さらに、平成26年度（2014年度）

---

<sup>1</sup> 平成20年1月18日に、福田康夫内閣総理大臣（当時）は、第169回国会（常会）の施政方針演説の中で「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます」と述べ、いわゆる消費者庁構想があることを述べた。平成20年2月、官邸に消費者行政推進会議が設置され、内閣官房に消費者行政推進室がその事務局として置かれた。平成20年6月、経済財政諮問会議を経て、臨時閣議で「消費者行政推進基本計画」が了承された。その後、法案が策定され、国会の議論を経ていわゆる消費者庁関連3法が成立し、消費者庁及び消費者委員会が設置された。

<sup>2</sup>平成21年法律第48号

<sup>3</sup>平成21年法律第50号

に定められた活用期限の制度により、各地方公共団体で行っている推進事業費事業が活用期限を迎えている。このような事情により、地方公共団体は事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生しているとも聞き及んでいる。そして、今後、そのような事態がさらに深刻になるおそれがある。推進事業費分を活用している消費生活相談員人件費について、令和6年度（2024年度）末に約100自治体が、令和7年度（2025年度）末に約220自治体が活用期限を終えることになる。地方消費者行政からは「国の交付金活用期限が終了後、自主財源での予算確保が難しい」「予算が足りない」との意見が出ているとの記事がある。<sup>4</sup>

国がこのような事態への対応を取らないまましていると、消費生活相談員の任用継続の課題だけでなく、地方消費者行政の衰退につながってしまう。都道府県、市区町村ともに、消費者行政の専管部署がない自治体が現在増加し続けている<sup>5</sup>現状、国がこれ以上後ろ向きな姿勢を示せば、地方消費者行政の消滅につながるおそれすらある。

### 3 消費者被害は日々発生していること

日本社会のデジタル化の進展が言われるようになって久しいが、ここ数年、コロナ禍で更に加速し、消費者のインターネット通販利用が増加している。それに伴い、意図しない定期購入に関するトラブルが多発している。また、注文した商品が届かない又は全く違うものが来た等の消費者被害も発生している。そのような被害者の中には、販売事業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、返金してもらはずがいつの間にか送金してしまったという、新手の詐欺的事案の被害に巻き込まれている人までいる。<sup>6</sup>

毎年発生する災害も国民生活に大きな影を落とすものであるが、災害が発生するとそれを基にした悪質商法被害が必ず発生している。

さらに、判断機能が落ちてきている高齢者を狙った悪質訪問販売被害や、若者が副業に関する情報商材やサポート契約の代金として高額な請求を受けたという相談の多発等、消費者被害は後を絶たない。

消費者被害・トラブル額は、令和5年1年間で約8.8兆円という試算

---

<sup>4</sup> 日本消費経済新聞2415号（令和5年12月5日）1面

<sup>5</sup> 日本消費経済新聞2415号（令和5年12月5日）3面

<sup>6</sup> 独立行政法人国民生活センター

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230927\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230927_2.html)

<sup>7</sup>がある。このような消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を継続して確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

#### 4 国に求められる責務

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、地方公共団体が消費者行政を推進できるように柔軟な活用ができる仕組みにすべきである。

併せて、消費生活相談の最前線に対応する消費生活相談員が将来的に安定的に確保され、業務を継続できるよう、勤務条件、給与をはじめとする処遇等の抜本的見直しが必要であり、それにかかる制度設計と必要な予算措置は消費者庁をはじめとした国が責任を持って行うべきである。

さらに、現在、国が消費生活相談のDX化の検討を進めているが、国が求める消費生活相談のDX化に必要な整備費用及び運営経費にかかる費用も国の責任で措置すべきである。

国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、基準財政需要額は地方公共団体の支出の実績（決算額）でもなければ、実際に支出しようとする額（予算額）でもなく、実態としては、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額が消費者行政にそのまま活用できるものではない。

実際に、地方公共団体が「地方消費者行政推進事業の活用期間終了後の長期的な支援」「推進事業活用期間終了後の恒常的財政支援」「相談体制の基盤になる相談員人件費や人材育成のための交付金制度の創設」を求めているとの記事がある。<sup>8</sup>

そもそも、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費生活相談をはじめとした消費者行政を行う必要があり、そのための予算措置を行うことは当然のことと言える。

上述のような消費者行政の重要性に鑑み、地方消費者行政が現在置かれている厳しい現状を打破するためには、国に対して国の財政支援（交付金等）の継続・拡充を求めていくことが、ぜひとも必要である。

---

<sup>7</sup> 令和6年版消費者白書第1部第1章第5節消費者被害・トラブルの経験と被害・トラブル額の推計(2)消費者被害・トラブル額の推計 2023年の消費者被害・トラブル額（消費者庁）

<sup>8</sup> 日本消費経済新聞2415号（令和5年12月5日）3面

住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠なことである。

そこで、当連合会においては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、決議の趣旨のとおり決議する。

以 上